

平成24年 第9回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成24年9月19日(水) 午後1時30分開会

午後3時00分閉会

開催場所 摂津市役所本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
35	「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
36	「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」	承認
37	「摂津市社会教育指導嘱託員解嘱および委嘱の件」	承認
38	「平成24年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」	承認
39	「本市公立学校教員の服務上の措置の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		こども教育課長代理	橋本登喜子
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	前馬晋策	生涯学習課長代理	
委員	溝口重雄	生涯学習部次長		兼安威川公民館長	辻稔秀
委員	原田正文	兼文化スポーツ課長	布川博	総務課長代理	安田信吾
教育長	和島剛	総務課長	岩見賢一郎	総務課総務係員	関本敏晴
教育次長兼		子育て支援課長	木下伸記		
次世代育成部長	馬場博	教育政策課長	若狭孝太郎		
教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美		
生涯学習部長	宮部善隆	こども教育課長	小林寿弘		
		児童相談課長	北橋ひとみ		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		

委員長

ただいまから、平成24年第9回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は原田委員です。よろしくお願い致します。

審議に入ります前に、本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議案件は議案第35号から第39号まで5件ございますが、議案第39号につきましては、教職員の服務に関する事件であります。この議案については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく、まず議案第38号までを審議し、続いて4.報告事項以下すべての進行を終えた後に暫時休憩を取り、引き続いて秘密会を宣言し、議案第39号について関係部課長の出席を求め再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、付議事件議案第35号から第38号まで順次審議を行います。

それでは、議案第35号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、教育政策課長よりお願い致します。

教育政策課長

議案第35号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書・参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

溝口委員

今現在、何件ぐらいの申請があつて、この条例を適用されておられるのでしょうか。それから、規則新旧対照表の現行の5行目に、「その変更の必要があると認められ・・・」とありますが、どのような条件が備われば必要性が認められるのでしょうか。以上二点、お伺いします。

教育政策課長

一点目のご質問につきましては、現時点では申請はございません。それから二点目のご質問につきましては、もう少し調べまして次回ご回答させていただきます。

溝口委員	<p>9月1日現在、申請がないのはわかるのですが、1学期はどういう状態だったのか教えていただけますか。</p>
教育政策課長	<p>現在、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告申し上げます。</p>
委員長	<p>では次回お答えいただくよう、宜しくお願い致します。</p> <p>この件につきまして、他にご質問がございませんので、議案第35号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については、承認されたものと致します。</p> <p>次に、議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」について、総務課長よりお願いします。</p>
総務課長	<p>議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、別紙のとおり決定したいので承認を求めます。なお、補正予算要求にあたりましては、各課に渡っておりますので、補正予算要求書(案)に基づきまして関係各課よりご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、まず総務課所管内容につきご説明致します。</p> <p>[以下、総務課所管内容につき説明]</p>
こども教育課長	<p>議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、こども教育課に関わります内容についてご説明申し上げます。</p> <p>[以下、こども教育課所管内容につき説明]</p>
教育推進課長	<p>議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、教育推進課に関わります内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>[以下、教育推進課所管内容につき説明]</p>
生涯学習課長	<p>議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、生涯学習課に関わります内容についてご説明申</p>

上げます。

[以下、生涯学習課所管内容につき説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

溝口委員

四課に渡っての説明があったわけですが、すべて財源は大阪府の交付金、特定財源だということなのですが、内示は4月20日にあったということです。もちろん正式決定は8月2日ということになりますけれども、これから予算を組んでということになりますと、図書館のように物品購入というような類のものであれば、すぐにできるわけですが、そうでないような事業も見受けられます。そうしますと、約2～3ヵ月のズレが出てくると思うわけです。本来、予算というのは予めのことですから、内示があればこれを6月補正で組んでおけば2学期早々に、これらの四課に渡っての事業がスタートできるわけです。この種のことについては、以前にも申し上げているわけですが、今となっては今後ということになってしまうわけです。これは市もさることながら、府においても、あるいは国においても、いわゆる予算の使い方と言いますか、3.11の事故等でもよく言われておりますけれども、こういった日常的な予算、経常的な予算においては時間感覚がずれておるのではないかと思いますので、これは教育長への要望と捉えてそういった努力をお願いしておきたいと思います。

教育長

今の件は、これまでも補正予算の度にご指摘をいただいている件でございまして、摂津市の補正予算の考え方と言えば、正式に補助金決定された段階で形にしております。ですから今言われましたような府なり国なりもっと早く正式決定して、といったようなことは都市教育長協議会での国・府への予算要望を出す際など、機会を捉えて努力をして参りたいと考えております。

委員長

私の方から質問をさせていただきます。ICT化の件なのですが、指導員の方は1年限りなのでしょうか。今年いっぱい来て下さるといったことなのでしょうか。

教育推進課長	今年度末、3月末までの事業でございます。
委員長	半年間ということですね。それでは、その次の年は予算がないのでしょうか。ICT化について特にサポートして下さる方が来ていただく予定はないのでしょうか。
教育推進課長	今のところ、来年度予算については計画中であります。学校にとっては、サポーターがある状況は非常に好ましいのですが、その辺りは財政との絡みもございますので、要望はしていきたいと思っておりますけれども、来年度については今の段階では決まっておりません。
委員長	<p>定着するまでには時間がかかると思いますので、来年度以降も要望していかれると宜しいかと思えます。</p> <p>あと、土曜日の学習室の開催ですが今のところ、教育センターで実施しているものと、安威川以南で実施しているものとありますが、今後もこの2カ所で実施されるということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今後も2カ所で開催をして参りたいと考えておりますが、安威川以南に関しましては、現在鳥飼西小学校と鳥飼北小学校において隔週で実施しております。安威川以南においても市の公共施設で実施できるのが望ましいと考えていたのですが、なかなか場所がございませんので、小学校をお借りして開催しております。場所に関しては今後も検討の余地はあるかと考えておりますが、当面学校施設をお借りしてということになります。</p>
教育長	参加者の状況を事務局から説明してもらいたいと思えます。
次世代育成部次長	現在のところ、1学期10回、2学期4回、2会場で開催しております。平均しますと、ホームページにも掲載しておりますが、20人を少し下回る人数でございます。しかし、継続して来ている児童も数多く居りまして一定学びの習慣が定着してきたと思っております。
委員長	他にご質問がございませんので、議案第36号「平成24年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきましては、承認されたものと致します。

続きまして、議案第37号「摂津市社会教育指導嘱託員解嘱および委嘱の件」について、生涯学習課よりお願い致します。

安威川公民館長

議案第37号「摂津市社会教育指導嘱託員解嘱および委嘱の件」につきまして、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書・参考資料により説明あり】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

溝口委員

今回委嘱される方の、履歴として学歴・職歴が記載されておるのですが、社会教育指導嘱託員としての教育指導との接点がよくわかりません。この方がある高校を卒業されて、1年から2年の範囲で5カ所転職されているわけですが、これらの会社等を見てもどういう職歴なのか、社会教育との関係性について、これでは適・不適の判断はできないと私は思います。これは、履歴から見る限りそういう判断をするだけの話であって、極めて素晴らしい方であるにも関わらず、資料が貧弱であるがためにそういう判断をせざるを得ないということかもしれません。

安威川公民館長

確かに、おっしゃる通り職歴からは社会教育との接点はございません。試験につきましては、一次試験で一般教養試験、二次試験で小論文試験と面接試験を行っております。その中で、受験者がそれぞれ社会教育との接点があるかどうかということよりも、公民館で今後働いていただくための適性があるかどうかというところを面接・小論文等で見させていただいております。確かに、職歴からしますと、主にパソコンを使った仕事をされてきたわけですが、本人のリーダーシップがあるところでありますとか、協調性があるといったところ、その辺りを評価させていただいて公民館で働いていただくのに適しているのではないかとということで、委嘱させていただくものでございます。

溝口委員

何人ぐらいの応募があったのでしょうか。

安威川公民館長

第一次試験を7月22日に実施致しましたが、男性6名、女性7名、総受験者数13名であります。その中から、第二次試験につき

ましては男性3名、女性2名の計5名の中から今回の1名を決定致しました。

委員長

それでは、議案第37号「摂津市社会教育指導嘱託員解嘱および委嘱の件」については、承認されたものと致します。

続きまして、議案第38号「平成24年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」について、教育政策課長よりお願い致します。

教育政策課長

議案第38号「平成24年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」について、ご説明申し上げ、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書・参考資料により説明あり】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございますか。

溝口委員

学力の問題については、本市は非常に厳しい状況にあるということは平成19年の全国学力テストから知るところとなったわけですが、平成19年は悉皆調査で始まったわけですが、その後経過を経まして抽出方式であったり、あるいは本市独自のテストもやっておりますし、今回大阪府の学力調査があったということです。もちろん学校によって波はありますけれども、総じて言えばやはり厳しい状況にあるという印象を持っております。従って、これらの取り組みについては、教育長を筆頭に毎年各校長の計画等につきまして、ヒアリングを実施され、また結果についても意見交換をされておられるという報告を受けておるわけですが、要はいわゆるプラン・ドゥ・シーと言いますか、一定の計画に基づいて、各学校・各学年・教室において取り組みをされておるのですけれども、まだまだ結果を出しきれていない学校や学年学級があるわけです。やはりこの状況をできるだけ公開して、良い意味での切磋琢磨・競争、このことが学力向上に結び付いていこうと思っております。もちろんこの学力調査につきましては、都市別の公開が新聞報道でもされるでしょうけれども、その状況を受けて今度は本市の小・中学校15校にわたって、あなたの学校はこういう立ち位置にいますという厳しい意見交換を事務局でぜひ実施をしてほしいと思います。これは初めて言うことではありませんけれども、実際にこのことを

やっていたかかないことには、以前にありました30%未満の正答率を解消していくという目標はなかなか達成しないと思います。ある教科においてはそれが40%を超えたというような報告が先程ありました。これは全く気を抜いてはいけない課題だと思っております。

教育長

今の件は私も見ていまして、今後どうしていったら良いかと思っております。前回の定例会でもお話したかもしれませんが、この夏2回にわたって若手の先生方とお話する機会を持ちました。1回は学力問題に絞ろうということになりました。その時にこの結果を見て、教職員は危機感を持っているかということをお聞きしました。そうすると、やはり今言われているように教職員全員が自校の結果すら共有されていないのではないかと状況が見えてきました。私はやはり、管理職はもとより、教職員も自分の学校の数値がこういうことだということをお共有しなければならないと思います。そのためにはどうしたら良いのかということをもう一度考え、働きかけていく必要があると思っております。管理職や当該教科の先生方は結果をわかっているけれども、他の先生方は通り一遍校長先生が説明して終わっているようなことも聞きました。これからはもっと危機感を持ってやっつけていかないと強く感じております。今言われましたようなことも踏まえまして、学校をどう指導していくのかを考えて、取り組んで参りたいと思っております。

委員長職務代理者

公表されることに関して、私は公表されたら良いと思っております。ただ中身について思いますのは、いつもB問題に対する力が非常に問題だと言われているのですけれども、私はやはりA問題の力がついていないのに、B問題は恐らくできないだろうと思っております。学力の状況を見れば、A問題の正答率がやはり低いわけですから、まずここに取り組めばB問題に対する力も付いてくるのではないかと考えております。今回の説明資料には、いきなりB問題に対する対策等について記載されていますけれども、なかなかそうは行かないことがあるのではないかと考えております。それと説明会も2学期にされるのですね。これはいつ頃されるのでしょうか。

教育政策課長

日は確定しておりませんが、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。昨年は遅れまして、年が明けてからの開催になりましたので、今年は2学期中の11月もしくは12月に開催したい

と考えております。

教育長

B問題の力を付けるということについてですが、各学校の授業を見せてもらいましたら、かなり授業改善と言いますか、いろんな取り組みがされています。しかし、それがなかなか子どもたちの力につながってきていないということもあります。若い先生方とお話してましても、以前やっていた取り組みが本当に子どもたちのためになっていたのかというような反省もしているとの話も聞きました。やはり授業改善等に取り組んでいくときに、この取り組みが子どもたちの力にどうつながっていくのかというような問題意識を持ってやっていかないと、なかなか上手くいかないと思います。今年の結果は個票で、自分の平均正答率と自分の学校の平均正答率が出てくるというところが今回変わったところです。

委員長

まだ個人には結果が返ってきていないわけですね。結果が返ってきてから全体の説明会をされるということでしょうか。

教育政策課長

調査に参加しました児童・生徒への結果の返却時期でございますが、本市の結果概要の公表があった後、9月中を目途に考えております。具体的には9月20日から28日の間において、返却する予定でございます。

委員長

個人的な感想を言わせていただきますと、摂津市において学力テストに関しては、教育委員会では非常に関心が高いのですが、保護者等になりますともうひとつ皆さん関心が低いということもあります。自分の子どもの結果は気になるけれども、摂津市全体はあまりにも広すぎて、他の事までは関心が低いままに留まってしまいうことも多いと思います。最終的には中学3年生になりますと受験を控えておりますので、個人で頑張る人は頑張るということになってしまわないように、やはり底上げをしていかないと、望むような進路になかなか到達できないと思いますので、その辺りは各校で取り組みをしていただき、家庭でも取り組んでいただきたいと思います。

原田委員

ここでは各学校ごとのデータが出ていないわけですが、6月の学校訪問の後、関係者へのヒアリングをさせていただいて、学校の取り組みによって成績がかなり変わるということでした。今までは地域の経済性や家庭の問題がやはり大きいのではないかと考えてい

たのですが、意外に学校の取り組みが成績ないし子どもの能力を身に付けるという点で、大きいということを実感しましたので、学校としての取り組みを高めていただきたいと思います。

委員長

他にご意見等がございませんので、議案第38号「平成24年度大阪府学力・学習状況調査の摂津市における結果公表の件」については、承認されたものと致します。

次は、報告事項に移りたいと思います。総務課長よりお願いします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件について、報告あり]

委員長

この件に関して、何かご質問等はございませんか。

続きまして、その他(1)平成24年度8月までの問題行動等件数について、教育政策課長よりお願い致します。

教育政策課長

[平成24年度8月までの問題行動等件数について報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

溝口委員

具体的事案1件目の内容について、いくつかお尋ねしたいと思います。まず、一つは前段の文章の下から2行目に「改めて実態把握をした・・・」とあります。時期は2学期早々ということなのですが、改めてやったということは、この調査の以前にも例えばアンケート調査を実施したりといった調査があったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから二点目は、冒頭にあるように、ある保護者からの通報によってアクションを起こしてということなのですが、この通報内容は文面からして、この保護者が直接目にしたということではなく、自分の子どもかあるいは周辺のお友達かその辺りのいわゆる間接情報だと思うのですが、通報者であるこの保護者からのヒアリングはどの程度の内容がなされているのでしょうか。なぜこのような細かいことを聞くかという、これはやはり大津事件の様々な報道に接しておりまして教育委員会としてはこういう検証を十分やっておかないといけないという意味合いでお尋ねしているわけです。まず二点についてお願いします。

教育政策課長

まず一点目のご質問ですが、全体アンケートと記載しておりますが、正確には作文中心の自由筆記でございました。この事件が起って、関係者に聴き取って指導を行った後、5年生の学年全体にこのことに関わるような作文を書かせて、改めて実態を掴もうとしたというように受け取っていただきたいと考えております。特に新たな事象は出てきませんでした、その書いた内容についてこうしたことを起こしてはいけないという意味での指導を行っているということでございます。

二点目について、この保護者でございますが、実は匿名でございまして、次のページのB小学校についてもそうなのですが、匿名でございました。従って、この一報をいただいた以上のことは行えておりません。

溝口委員

そうしますと、こういうことを聞いたということを間接的に市の方に一報があったというだけのことで、これ以上の情報は全く分からない、またヒアリングしようがないということですね。それならば致し方ないわけですけれども、この本人自身は差別発言を受けておるように、いわゆる支援を必要とする対象児童なのですね。この方の障がいの程度はどうかのですか。これはなぜこういうことを聞くかと言えば、ひどい場合は本人の意思表示ができない場合もあるわけですね。つまり、この場合、殴られ・蹴られ・踏まれ等々以上のものであったとしても抵抗のしようがない場合と、抵抗できる場合があるわけですけれども、障がいの程度はどうかのでしょうか。

教育政策課長

後のC小学校もそうなのですが、いずれも軽度であります。前回の定例会での報告もそうでありましたが、軽度発達障がいの障がい特性をからかうという事象が続けて起きておりますので、そうしたところにスポットを当てて教頭会でも指導を行って参りたいと思っております。

溝口委員

Aの家族に対しての接触は無いようなのですが、それは良いのでしょうか。

教育政策課長

保護者へは加害者・被害者ともに学校から報告をしております。

溝口委員

本人への、謝罪と言いますかそういったことはあったわけですが、家族に対しては何かあったのでしょうか。

教育政策課長	保護者同士の接触、それから謝罪の場の確認は取れておりません。
溝口委員	それは、教育委員会としては必要の有無について、どのようなご判断なのでしょうか。
教育政策課長	必要だと判断します。以降、そうした事項についても把握したいと考えております。
委員長職務代理者	障がいのある子どもに対しては、決して許されるべきものではないと強く学校に訴えていただきたいというのが一点です。それと、文章の下の方に2学期早々に学年集会を開き全体アンケートを行うとあります。8月の定例委員会において、2学期に全校でアンケートを実施するということがありました。それ以前のアンケートなのか、既に実施されたということでしょうか。どんな形でされることになったのでしょうか。
教育政策課長	いじめアンケートについて、名称は「2学期スタートアンケート」でございますが、小・中学校15校が原則先週には実施しております。一部、行事の関係で時期をずらしたいということで個別対応した学校もございましたが、それ以外はすべて先週実施しております。集計については、9月最終週にご報告いただくことになっておりますので、次回の定例教育委員会でご報告ができるかと思いません。なお、A小学校の全体アンケートというのは、その当該学年である5年生でのこの件に関わる作文と捉えていただいた方が良くと思いますので、学校では全体アンケートという表現を使用しているのですが、5年生全体での作文・振り返りと捉えていただきたいと思っております。
委員長	夏休み中に市全体で、投書による悩みの受付をしておりましたが、何か効果はありましたでしょうか。
次世代育成部次長	8月3日から31日までの受付状況をまとめまして、ホームページにも掲載致しておるところでございます。教育委員会の実施分と致しまして、教育政策課でのいじめ相談電話は2件ございました。それから、教育センターでのお悩み相談電話には1件の問い合わせがございました。いじめ相談メールは1件、相談ポストには一つの

小学校で1件入っておった状況でございます。相談電話に関わりましては、いじめは良くないということで、きっちり体制を作ってほしいというご意見をいただいたものでした。それから、学校の中で教員が見ていないところでのいじめが発生しているので、その体制もきっちり考えてほしいという匿名のお電話がありました。お悩み相談電話につきましては、学校へ相談するべきなのだろうかということでしたので、学校へぜひお話をして下さいという回答を致しました。相談メールにつきましては、他県の中学生から悩んでいるということで相談がありましたので、丁寧に回答を致しました。学校の先生とお話をさせていただきだすと、先生は信頼できますよという回答をしましたところ、ありがとうございますと、話を聞いていただいて良かったですという返信がございました。相談ポストにつきましては、学校で自分の机に落書きがあるので、自分が書いたものと思われたくないので、ということでしたが、これは学校の方ですぐ対応致しました。教育委員会分は以上のような状況ですが、9月になって教育政策課に電話が6件かかっております。そのうちの2件がすぐに切ってしまうようないたずらでした。いたずらに関しましては、市長部局が担当しております各公民館等に設置しているほっとポストの方には、かなりいたずらが投函されています。校長会等も通じまして、各学校でいじめは重大な人権侵害であると、それに関わっての情報を求めているものであって、人権侵害を防ぐための箱に入れるいたずらは、ある意味人権侵害であるということで、各学年等に応じまして注意していただくよう動いていただいております。また、どこに相談すれば良いか分からないという方も居られました。学校に言って良いのかどうか、なかなか敷居が高いところがあるかと思っておりますが、私どもとしましては、学校を信頼してほしいということもお話する一方で、じっくりお話を聞くように努めておるところでございます。

委員長

そのいたずら電話ですが、すぐ切ってしまわれたということですが、もしかしてためらって切ったということも考えられないでしょうか。

次世代育成部次長

2回かかって参りまして、1回目はすぐに切れました。2回目の時、机が壊れましたというような一言を言って、後ろから笑い声が聞こえた後に電話を切られました。

委員長

いろいろと開設したために、それなりの効果はあったということで、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

溝口委員

この3点の報告には直接関係は無いわけですが、関連する内容としていくつかお聞きしたいと思います。一点目は、7月20日、大阪府教委からいじめを繰り返す児童・生徒の出席停止措置の運用徹底についての確認通達が出ておるとい新聞報道に接しました。タイトルだけでも想像が付きませんが、今までの本市の運用としては皆無というか、全くこういう措置は取られて無かったと思います。果たしてそれで良いのかどうかというのは、いじめとは別途の暴力行為等についてはこういう措置をやるべきであると思っております。いわゆる学校と言えども、一定の線を越えた場合は治外法権ではないわけですから、堂々とその手続きを踏むべきであるという趣旨の意見を私はこれまで言ってきたわけです。府としては一連の事案を想定して今回通達をお出しになったと思うのですが、この通達を受けられて今後の取り扱いについては、どういうお考えになっておられるのかをお聞きしたいと思います。

教育政策課長

まず出席停止についてでございますが、これは本市だけでなく大阪府下この措置を講じた例は無いと聞いております。今回、いじめに関わって被害者を守るという立場からも、加害者に対しての出席停止といった措置を含め指導をするということでございました。従前から特に暴力行為の指導の一環、選択肢の一つとして出席停止という措置もございますが、それよりも過去の指導事例を確認致しますと、摂津警察署の少年係あるいは子ども家庭センターといったところと連携して一定の対応を図った事例が多くございます。出席停止の措置よりも関係機関との連携の中で当該児童・生徒以外の子ども達の授業を受ける権利でありますとか、安全安心を守るということが行われてきたと考えております。ですからこれまでのスタンスと何ら変わることはないように考えております。

溝口委員

当該児童・生徒の授業を受ける権利云々という表現ですが、ちょっと私もひっかかります。もちろん授業を受ける権利はあるわけですが、

教育政策課長

当該児童・生徒の行為によって、他の生徒が授業を受けられないぐらい迷惑するといった、他の生徒の授業を受ける権利を守るために関係機関との連携を図り、学校から当該生徒に対して法的な措置を取るということでございます。

溝口委員

確かに大阪府下でも皆無の状況だというのは私も承知しております。ただ、全国的に見れば、やはりやっておられる団体はあるわけですね。全国的にやっているから本市もやった方がよいということではなくて、もちろんケースバイケースであり、これはとてもじゃないが教育的配慮と言いますか、そういう指導ではかなわないと言った場合にその道を踏むということです。そういった場合についても、前例がないとか、大阪府下でも例がないということではなく、こういう通達が出たことの意味を十分踏まえて毅然とやっていただきたいという趣旨で質問をしました。

二点目は8月21日、第三中学校の女子生徒による自殺がございました。これはもちろん、遺書で明らかかなようにいじめ等ではなかったということです。ただ、これはあってはならない事件が発生したという極めて重大なことです。従って、学校教育現場においてこういった命の大切さを、命を絶つことの重みを教育上、どうとらまえて、どう他の生徒に伝えていかれたのかをお教えいただきたいと思っております。

次世代育成部次長

8月21日に発生致しました件は、本当に痛ましいことで、これからいろいろな可能性の広がる生徒の命が絶たれたということは、本当に残念なことだと思っております。学校の方では、もちろん亡くなられた生徒への追悼の意を表すことも行ってきたわけですが、溝口委員がおっしゃられるように命の大切さを改めて学年等でも考えさせる機会を持たせているところでございます。しかし、8月21日に発生してまだ1か月が経っておりません。当面、8月末から9月の当初にかけて行ってきたことは、様々な課題を抱えている子どもに対して、連鎖反応と言いますか自分も同じような手段を選んでしまわないように、あるいは生きていることに大きな悩みを抱えてしまわないように、スクールカウンセラーを複数配置しカウンセリングを行うとか、あるいはその子ども達を支える教員をカウンセラー等が支えるなどの配慮を行ってきたところでございます。そのような意味から申し上げますと、学校は課題を抱える子ども達が一日も早く普通の生活を取り戻せるように取り組んできたところ

でございますが、ようやく表面上は平常の状況を取り戻しつつあります。そんな中で、改めて命の大切さというものを指導していきたいと学校も考えております。それ以外にも、学校だよりであったり学年だよりであるとか、そこにも文章を掲載したりしておりますし、いろんな機会をとらまえてクラスだけでなく学年、また他学年でも指導を行ってきておるところでございます。

溝口委員

こういうことは上手に言わないと誤解を招く恐れがあるわけですが、この日私は他県に旅をしておりまして自殺を図った事件に出遭ったわけです。そのことによって、鉄道ですから社会的な影響関係があるわけです。これはこういった事件とは全く切り離して、いわゆるこの社会に生きておるということは、社会とどうつながっているのか、こういうことをするとこういうことになるということは、教育の場でしか教えられないだろうと思います。もちろん家庭でそれ以前に教えなくてはならないわけですが、教育と言うのはそういう役割を担っているだろうということです。この事件とは切り離してそういう関係性を強調していただきたいと思います。これは私個人の意見でございます。

三点目は、9月14日の新聞報道によりますと、大津市で条例が素案の段階ですけれども、例の事件の対応として議会サイドでそういった動きがあるということでした。その一つの大きな目玉として、子どもの役割というものを条例の中で謳うということです。つまり、子ども達で、各学校単位で児童会なり、生徒会でもっともっと自ら学校・学園生活について考えさせるということ、文科省からの通達の中でも言われていることでもありますから、そういう考え方のもとに位置付けをされております。これは極めて重要なことだと思います。大人だけで解決できる問題ではないと、特に生徒の段階になりますと、子ども達の役割が非常に重要な問題になってこようという趣旨でこういう動きがあるのだと思いますけれども、それについてのご感想はどうでしょうか。

教育政策課長

私が読んだ新聞が、子どもも報告するよといったような内容の条例に対して、批判めいた論調でした。私も条例の趣旨はよくわかるのですが、やはりこれは子ども達が自らこれはいけないことだということで、何らかの声を掛けよう、先生に言おう、大人に言おうといった、そうした主体的な行動に移るような指導こそ教育ではないかと思っております。学級の決まり、学年の決まりであっても、

そうしたものを見かけたときは子ども達が自ら声を掛けようと、先生に言おうということであれば良いのですが、大人の方から押しつけて報告しなさいというものではないと思っております。子ども達はその気になるような集団作りも含めまして、人権教育等の実践も深めていかなければならないと思っております。

委員長

申し訳ありませんが、今回の定例会は時間的な制約があるため、続いて次の案件に進みたいと思います。

それでは、その他（２）自校方式で全員喫食による中学校給食の実施を求める要望書について、総務課長よりお願いします。

総務課長

自校方式で全員喫食による中学校給食の実施を求める要望書について、ご説明をさせていただきます。

[資料に基づき、説明あり]

委員長

この件につきましては、私の周りでも保護者の方の声をいろいろと聞くのですが、あまりまだ詳しくご存じない方もいらっしゃいますので、説明会やアンケートをお願いしたいと思っております。

溝口委員

今、委員長がアンケート云々とおっしゃられましたが、アンケートを実施するのですか。

総務課長

今日付けで各学校に配布をさせていただいております。アンケートの対象と致しましては、小学校４年生から中学校３年生まで、それぞれの保護者の方、それと公立保育所・公立幼稚園の保護者の方々を対象にアンケートを配布させていただいております。

溝口委員

方式はもう決定されていると思うのですが、そのアンケートはどういった内容なのですか。

総務課長

アンケートの内容につきましては、小学生に対しては中学校では給食があった方が良くと思いますかといったような質問内容でありますとか、中学校に行った場合にお昼ご飯はどのようなものが良いですかということ聞いております。それで各々質問の内容に答えていただいた給食の方式について、それぞれの理由を選択していただくといったような内容のアンケート調査をさせていただいて

おります。

溝口委員

ということは、アンケートの結果によって方針決定に影響が出るということもあり得るわけですか。

教育総務部長

中学校給食の実施方針につきましては、今年の3月に大阪府の方にその時点での摂津市としての方針を報告させていただいております。この件につきましては、それまでに市内部でもいろいろと検討させていただいております。教育委員会議でもデリバリー方式の選択方式で今のところ市としては考えているという内容で提出することをご了解いただいております。しかし、それにつきましては最終決定ではなく、あくまでその段階での検討経過を踏まえてそういった形で報告させていただきたいということでしたが、それ以降、教育委員会議でもいろんなご意見がありましたし、議会等いろいろなところからも方式等について保護者や市民の皆さんに十分まだまだ伝わっていない部分もあるのではないかと、従って説明会の開催、あるいはアンケート等を取る必要があるのではないかとのご意見もございました。今回そういったことを踏まえてアンケート調査をさせていただきます。その結果も踏まえて市と致しまして、当然平成25年度予算にも関わって参りますので改めて最終的な判断をして参りたいと考えております。

委員長

続きまして、その他(3)教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(案)について、教育総務部長より説明をお願いします。

教育総務部長

平成23年度の摂津市の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(案)につきましては、先月の定例会において、その概略を説明させていただいておりますが、その後構成を若干変更した部分もございますので、ご説明をさせていただきます。

[資料により説明あり]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。特にご質問がございませんので、最後に、各課事業予定及び結果報告について、総務課長よりお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長

では、議案第39号以外の審議はすべて終了致しました。会議前にお諮り致しましたとおり、ここでいったん暫時休憩とし、その後秘密会として再開致します。傍聴人の皆様には大変申し訳ありませんが、残る議案につきましては秘密会として審議しますので、これにて退席をお願い致します。では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開致します。議案第39号として、上程致します。議案説明は教育政策課長からお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了致しました。これをもちまして本日の定例教育委員会を終了致します。皆様ご苦勞様でした。